

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和6年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 契約の内容
  - (1) 事業年度  
令和6年度
  - (2) 業務の名称  
令和6年度和歌山県果樹試験場かき・もも研究所内清掃業務
  - (3) 業務内容  
和歌山県果樹試験場かき・もも研究所庁舎内にあるトイレ・洗面所、ホール・廊下及び階段の清掃業務  
(詳細については別紙のとおり)
  - (4) 業務履行の場所  
和歌山県果樹試験場かき・もも研究所  
和歌山県紀の川市粉河3336
  - (5) 契約期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
- 2 契約の相手方の名称及び所在地  
名 称 社会福祉法人きのかわ福祉会 きのかわふるさと村  
代表者 理事長 西 一也  
所在地 和歌山県岩出市根来1557
- 3 契約金額  
金407,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 4 契約年月日  
令和6年4月1日
- 5 契約の相手方とした理由  
「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設で、那賀振興局管内（紀の川市及び岩出市）にある施設のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させたところ、見積書の記載金額が予定価格の範囲内の最低価格であり、かつ県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でなかったため。

(別紙)

## 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所内清掃業務仕様書

この仕様書は、和歌山県果樹試験場かき・もも研究所内の清掃委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 業務名 令和6年度和歌山県果樹試験場かき・もも研究所内清掃業務
- 2 委託場所 和歌山県紀の川市粉河3336 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所
- 3 業務内容
  - (1) 果樹試験場かき・もも研究所内のホール(正面玄関)、各階廊下及び階段の除塵及び部分水拭きを1週毎2回行う。(モップ・掃除機等による除塵をし、併せて汚れが目立つ部分はモップによる水拭きを行う。ただし、雨天時は水拭きしないこと。)
  - (2) 果樹試験場かき・もも研究所内のトイレ・洗面所の清掃を1週毎2回行う。
    - ・床：全面拭き(ほうきで掃除後、モップで拭く。)
    - ・便器：洗浄(ブラシで掃除し、ぞうきんで拭く。汚れがひどい場合は適正洗剤を用いて汚れを落とす。)
    - ・扉、壁、へだて：部分拭き(壁は目の高さぐらいまで、ぞうきんで拭く。)
    - ・洗面台、水栓、鏡：拭き(便器以外の備品、洗面ボールとその周辺及び鏡はぞうきんで拭く。)
    - ・汚物容器等：汚物収集(汚物入れ及びごみ箱の内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。)
  - (3) 上記業務は、9時から17時45分までの間に遂行すること。
  - (4) 臨時に新たな清掃が必要になった場合は、その旨を職員に報告し、指示を受けることとする。

また、作業中に施設の破損、故障箇所、その他異常を発見したときは、速やかに職員に報告することとする。
  - (5) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前に職員に報告することとする。
  - (6) 清掃業務により収集したごみは、分別の上、庁舎のごみ集積場所に搬出することとする。
- 4 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)
- 5 報告等 毎日日報を作成し、職員の確認を得ること。
- 6 その他
  - (1) 受託者は、業務実施に当たり事前に従事者の名簿及び実施計画表を提出することとする。また、業務遂行時には名札を着用すること。
  - (2) 使用道具(ほうき、モップ、ブラシ等)、衛生消耗品については委託者から提供するが、ゴム手袋等の着用品については受託者が持参する。
  - (3) 職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
  - (4) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
  - (5) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

- (6) 受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行い、作業中に事故が発生した際には職員に報告し、指示を受けること。
- (7) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- (8) その他必要な事項については、随時、両者協議の上、定めるものとする。